

# 委員会の審査から

市議会には、4つの常任委員会が設置されており、本会議で付託された議案・請願等、各所管事項について詳細にわたり審査を行いました。その中から、各委員会の主な審査状況をお知らせします。

## 文教社会

**町田市立博物館条例の一部改正**

**委員** 博物館法では「入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない」とある。法の精神から言えば、負担はなじまないと考えるが、認識はどうか。

**博物館副館長** 博物館法の第二三条には原則として徴収してはならないという部分と、ただし、徴収することができるといふ部分もあるので、基本的には違反しないと考えています。

**委員** 受益者負担の適正化の基本方針に沿って有料化が行われることだが、どの区分で今回有料化するのか。

**文化スポーツ振興部長** 受益者負担の適正化に関する基本方針の区分Ⅳ、「選択的に

民間で類似サービスの提供があるもの」の中の五番の「類似のサービスの対価を参考にするとするもの」というところを適用しています。

**委員** 有料化するに当たり減免規定は考えているのか。

**博物館副館長** 身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方に減免を考えています。その他にも減免は考えています。そのほかに関してはこれから考えていきたいと思います。

**委員** 料金の設定の基準だが、何を基準にして観覧料をとるのか、今から決めておかないと、そのたびに何か基準を設定するという決め方はないのではないか。

**文化スポーツ振興部長** 観覧料については収蔵品を使って行うのか、他館からの借用によって行うのか、いろいろなパターンがあります。かか

り前年度〇・三三〇減少してしまつたものです。それから、納税義務者一人当たりの所得は、対前年度、納税義務者ごとで見ますと、結果的には、〇・一五〇の若干増になったものの、当初予算推計の一・三五〇増には追いつかなかつたこと、このような差が出てしまつてしまつた。

**委員** 一〇億円足りなかつたというのを財政調整基金で取り崩すことがまず先に来るというのではなく、事業の見直しを含めてしっかりと考え直すことが必要ではないのか。

**財務部長** 当初予算で一〇億円が初めからなかつた場合、その分の経費は歳出の削減を考えると、今年度の当初予算推計時は、対前年度一・七一〇増と見込んでいました。ところが、当初課税結果を経て、対

## 建設

つた経費で受益者負担です。で、若干の負担をお願いしたい。あえてここで料金の基準をつくる必要はないかなと思つています。

**町田市保育運営費徴収条例の一部改正**

**委員** 今回の条例改正によって保育料が事実上、上がる人がいないのかどうか。どのような方法で保育料が上がるようにするのか。

**子育て相談担当課長** 今回の改正は上がらない改正です。方法ですがそれぞれの世帯に扶養の指定をしていただき、それにより全世帯に再計算を行います。収入が変わらなければ現状の所得税額とほぼ同じ税額が出てきますので、基本的には保育料額の変更はありません。

りには、いろいろ検討した上で、今回のこの有料化が一番適正な措置だと考えているか。

**加藤副市長** これが一番かというの難しいですが、今回の有料化に当たっては、検討の中では受益者負担の適正化も図られる一方、不正利用の防止にもつながるだろうというところ、こういった方法を検討させていただきます。

**野津田公園整備費**

**委員** 仮設メディアセンターは設置のための準備が始まつていることだが、費用はどこから出ているのか。

**公園緑地課長** 地質調査、設計等は、指定管理業務の中で実施することを指定管理者との協議で決定し、指定管理者が行っています。この費用は、今年度の指定管理者の管

理料の中で支出する予定です。

**委員** 覚書や諸経費について全く議事に事前に報告もなく、指定管理者を通じて覚書を締結しており、既に予算も出ている。将来的にかかる予算だと思つたが、なぜ今の時点で覚書で締結できるのか。

**加藤副市長** 細かい経費の話はしていませんが、一〇月二四日の全員協議会の際に、仮設のメディアセンターをつくつて、経費も二億円ぐらいかかるといふことで説明をさせていただきました。覚書自体は契約書としての効力があるのは、ご指摘のとおりですが、支出行為を伴っているものではなく、議会の議決を経た上で覚書借契約を締結することになっていますので、その事前の準備の確認という意味合いがあると思つています。

## 総務

**町田市組織条例の一部改正**

**委員** 今後、水道に関するこの窓口はどこになるのか。

**水道事業担当部長** 今現在給水課で行っている水道事業については、すべて東京都に移管されます。

**委員** 市民の水道に関するいろいろな困り事がこれから起こると思うが、そういうときはどこに連絡したらいいか。

**水道事業担当部長** 現在も町田サービスステーションが木曾にあり、そこでは給水装置の申し込み、使用開始手続とか工事の申し込み、すべて今現在と同じように継続して行います。問い合わせも、今現在も受け付けています。四月一日以降はお客様センターで二元的にすべてま

めて受ける形になります。

**町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正**

**委員** 民間の方々の立場から考えるとまだまだ水準が高いと思うが、大幅な引き下げ等々は検討されたのか。

**職員課長** 東京都の人事委員会の勧告を尊重して、その改定率を参考に改定しています。

**個人市民税**

**委員** 納税義務者の減によつて一〇億円の減額をするということであるが、具体的に説明してほしい。

**市民税課長** 納税義務者ですが、今年度の当初予算推計時は、対前年度一・七一〇増と見込んでいました。ところが、当初課税結果を経て、対

前年度〇・三三〇減少してしまつたものです。それから、納税義務者一人当たりの所得は、対前年度、納税義務者ごとで見ますと、結果的には、〇・一五〇の若干増になったものの、当初予算推計の一・三五〇増には追いつかなかつたこと、このような差が出てしまつてしまつた。

**委員** 一〇億円足りなかつたというのを財政調整基金で取り崩すことがまず先に来るというのではなく、事業の見直しを含めてしっかりと考え直すことが必要ではないのか。

**財務部長** 当初予算で一〇億円が初めからなかつた場合、その分の経費は歳出の削減を考えると、今年度の当初予算推計時は、対前年度一・七一〇増と見込んでいました。ところが、当初課税結果を経て、対

## 健康福祉

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

**委員** この改正の位置づけ、今後見通しとしてどうなっていくのか。

**障がい福祉課長** 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための法改正であること、をまず明記することになります。現在、障がい者制度改革推進本部等における検討につきましても、提言書と

いうものが出てまいりました。それに伴って、今後、障害者総合福祉法の制定に向けて動き出すところです。今回の法律は、その法律ができるまでの間ということで一部改正されるものです。

**委員** 具体的に今回の当面の制度見直しというのがどのような形でこれに反映しているのか。

**障がい福祉課長** まず、利用者負担について応能負担というものを原則としています。また、障がい者の範囲の見直しとして発達障がい者が障害者自立支援法の対象となることを明確化しました。また、相談支援の充実というところでは、自立支援協議会を法律上の位置づけ、また支給決定プロセスの見直しを行いました。また、障がい児支援の強

化ということで、実際に児童福祉法を基本としている身近な地域で今まで障害者自立支援法で行っていた児童デイサービスというものが児童福祉法に移行することになります。また、地域における自立した生活のための支援の充実というところで、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスとして同行支援というものが創設されています。あわせて、グループホーム、ケアホームの利用の際の助成も創設されています。

**高齢者福祉施設整備費**

**委員** 天寿園会の整備費、最終的完成はいつになるのか。

**高齢者福祉課長** 建物の完成は二〇一二年一〇月、開所が二〇一二年一二月ということとで工事が進んでいます。